中　海上欄にN35°28′ E133°14′ VOR同じ	鳥取県米子市	116.05	100なし	NUE24時間	平成21年12月17日	中海DMEとVOR／DMEとして運用
中　海上欄にN35°28′ E133°14′ DME同じ	鳥取県米子市	1,068	1.5なし	NUE24時間	平成21年12月17日	中海VORとVOR／DMEとして運用

第二項の表八丈島ＶＯＲの項中「平成21年８月27日から平成21年11月18日まで供用休止」を「平成21年11月19日から供用再開」に改める。

第四項の表美保ＩＬＳの項中「美保飛行場及びその周辺」を「美保飛行場内」に改め、「平成８年３月28日」の次に「（平成21年12月17日から平成22年10月20日まで供用休止）」を加える。

第五項の表帯広ＤＭＥの項中「平成21年８月27日から平成21年11月18日まで供用休止」を「平成21年11月19日から供用再開」に改め、同表米子ＤＭＥの項中「昭和58年８月４日」の次に「（平成21年12月17日から平成22年３月10日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

第五項の表八丈島ＤＭＥの項中「平成21年８月27日から平成21年11月18日まで供用休止」を「平成21年11月19日から供用再開」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二項の表米子ＶＯＲの項、第四項の表美保ＩＬＳの項、第五項の表米子ＤＭＥの項及び同表中海ＤＭＥの項の改正規定は、平成二十一年十二月十七日から施行する。

○国土交通省告示第千二百二十号

那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月十九日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　那覇空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　那覇空港内及びその周辺　沖縄県那覇市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成三年運輸省告示第六十七号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入路指示灯の項を削る。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十一年十二月十七日

○防衛省告示第二百二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月十九日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月三日（予備、同月四日及び同月五日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

㋑　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

㋒　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

㋓　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月十九日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月三日（予備、同月四日及び同月五日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋖の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

㋑　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

㋒　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

㋓　北緯二五度四四分一五秒　北緯二五度四一分一五秒

㋔　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

㋕　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

㋖　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月十九日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月三日及び同月四日（予備、同月五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋕の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

㋑　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋒　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

㋓　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋔　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

㋕　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻　航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月十九日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十二月五日及び同月六日（予備、同月七日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

㋐　北緯三二度二〇分一二秒　北緯三一度四七分一二秒

㋑　東経一二八度四五分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒

㋒　自衛艦六隻

実施艦　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他　一　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。